

IV. 日本電気泳動学会国際交流奨励賞（橋本賞）規程

1. 会則第3条に基づく事業として、日本電気泳動学会国際交流奨励賞（以下「国際交流奨励賞（橋本賞）」という）を設け必要な事項をこの規程で定める。
2. 本会は、平成11年に開催された国際電気泳動学会（ICES'99）の組織委員会および ICES'99 会長より寄贈された日本電気泳動学会国際交流奨励賞（700万円）を、特別会計として管理し、「国際交流奨励賞（橋本賞）」の事業を行う。
3. 本賞は、学術大会の演題の中から選考し、国外における学会での発表を奨励することを目的とする。
4. 賞は賞状ならびに副賞からなる。
 - 2) 副賞（1件10万円）は日本電気泳動学会国際交流奨励賞（橋本賞）基金を以てあてる。
5. 授賞は原則として毎年2件以内とする。
6. 受賞者の選考は「国際交流奨励賞（橋本賞）」選考委員会（以下「委員会」という）が行う。
 - 2) 「委員会」は会長が委嘱した若干名の委員によって構成する。
 - 3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4) 「委員会」に委員の互選により選出された委員長を置く。
 - 5) 委員長は委員会の運営を統括し、受賞者を決定する。
 - 6) 委員長は選考結果を理事会で報告し、承認を得る。その後、選考経過を評議員会、総会で報告する。
7. 受賞候補者を推薦しようとする者は評議員とし、毎年、委員会指定の期日までに、候補者指名、所属、対象演題、推薦理由書（400字以内）、候補者の略歴、研究業績を電子媒体として本会事務局に提出しなければならない。
8. 受賞者は受賞後1年以内に第3条の発表を終え、その成果を「委員会」に報告するとともに、学会メール通信に国際学会発表報告を投稿する。また受賞者は2年以内に日本電気泳動学会誌に論文を投稿する。
9. この規程に定めること以外については「委員会」が協議して決定する。
10. 本規程は平成13年6月8日より施行される。